

令和3年度八戸市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、社会福祉法人等が行う社会福祉施設等の整備に要する経費について、令和3年度予算の範囲内において、八戸市社会福祉施設等施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について(平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知)」及び八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表に掲げるものとする。

(補助の交付基準)

第3 補助金の交付基準額は、補助事業1件につき国から市に示された内示額(「令和3年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の内示について(令和3年6月30日東北厚発0630第4号東北厚生局長通知)」により示された額をいう。)に基づき算出した額を上限とする。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 既に実施している事業に要する費用
- (2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に補助事業の経費の一部を負担し、又は補助を受けている事業に要する費用
- (3) その他補助金の交付対象として適当と認められない費用

(補助金の額)

第5 補助金の額は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)第2の6(1)アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と国交付要綱第2の6(1)イにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 申請額内訳書(別記第3号様式)

- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) 補助事業に要する経費を確認できる見積書の写し

（交付決定）

第7 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（交付条件）

第8 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第4条第2項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、変更承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止又は廃止の理由を記載した中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、予定の期間内に完了（遂行）しない理由を記載した実施状況報告書（別記第8号様式）を速やかに市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第9号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、財産管理台帳（別記第 10 号様式）を整備し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (12) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (13) 補助事業者が、前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消し、市に返還させることがある。

（取下期日）

第 9 規則第 6 条第 1 項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して 14 日とする。

（状況報告）

第 10 規則第 10 条に規定する報告は、補助事業に係る工事に着工した日から 5 日以内に工事着工報告書（別記第 11 号様式）を、令和 3 年 12 月末日現在の状況については、翌月 10 日までに工事進捗状況報告書（別記第 12 号様式）を市長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第 11 規則第 12 条の実績報告書は、別記第 13 号様式のとおりとする。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第 14 号様式）
- (2) 精算額内訳書（別記第 15 号様式）
- (3) 収支決算書（別記第 16 号様式）
- (4) 財産管理台帳（別記第 10 号様式）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前 2 項の書類は、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）から起算して 15 日を経過した日又は令和 4 年 3 月 31 日（補助事業が翌年度にわたるときは、令和 5 年 3 月 31 日）のいずれか早い日までに提出しなくてはならない。

4 補助事業が翌年度にわたるときは、令和 4 年 4 月 15 日までに、年度終了実績報告書（別記第 17 号様式）を市長に提出しなければならない。

(確定)

第 12 規則第 13 条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第 18 号様式）による。

(交付時期)

第 13 補助金は、規則第 13 条の規定によりその額が確定した後、補助事業者からの請求に基づき、一括交付する。

2 前項の請求は、八戸市社会福祉施設等施設整備費補助金請求書（別記第 19 号様式）により行うものとする。

(概算払)

第 14 前条の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第 7 条により通知した額を限度額として概算払により交付することができる。

2 補助事業者が前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、八戸市社会福祉施設等施設整備費補助金概算払請求書（別記第 20 号様式）を市長に提出するものとする。

3 補助金の概算払を受けた補助事業者の補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 2 日から実施する。

別表（第2、第4関係）

1 補助事業	2 対象経費
<p>障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助事業所（グループホーム）の創設</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（土地の買収又は整地に要する費用、職員の宿舍に要する費用、その他施設整備費として適当と認められない費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>